

国立大学法人筑波技術大学学長選考基準

平成 30 年 9 月 1 日
学長選考会議決定

国立大学法人筑波技術大学学長選考会議は、国立大学法人筑波技術大学学長選考規則第 3 条第 1 項に基づき、以下のとおり学長選考基準（学長に求められる資質・能力）を定める。

国立大学法人筑波技術大学（以下、「本学」という。）の学長には、国立大学法人筑波技術大学学則第 1 条に掲げる大学の目的を踏まえ、次に掲げる資質・能力が求められる。

- 1 人格が高潔で、学識に優れ、大学における教育研究、社会貢献及び管理運営に対する豊かな識見を備えるとともに、聴覚・視覚障害者に対する深い理解を有する者
- 2 全学的な合意形成に配慮しつつ、適切かつ効果的に大学運営が行えるマネジメント能力を有する者
- 3 社会からの要請に応えられるよう、関係団体・機関や地域社会等との信頼関係を築き、幅広い理解と協力を得ることができるコミュニケーション能力を有する者
- 4 本学の強みや特色、社会的役割を最大限に発揮するための明確なビジョン、大学改革や財務基盤の確立に関する確固たる戦略及び強いリーダーシップを有する者
- 5 多様性のある大学づくりを推進するとともに、国際的視野に立って、本学にふさわしいグローバル化に積極的に取り組むことができる者